

山口市防犯灯設置等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会等地域団体（以下「自治会等」という。）が実施する防犯上必要とする街路灯等（以下「防犯灯」という。）の新設、取替、修繕及び更新（以下「設置等」という。）に対する山口市防犯灯設置等補助金（以下「補助金」という。）の交付に關して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新設 防犯灯がない箇所に新たにLED防犯灯を設置すること。
- (2) 取替 LED以外を光源とする既設の防犯灯をLED防犯灯に交換すること。
- (3) 修繕 既設のLED防犯灯の破損、故障等により照明器具の一部（付属の自動点滅器を含む）を修理又は交換すること。
- (4) 更新 既設のLED防犯灯を機能の低下、劣化等により新たなLED防犯灯に交換すること。

(補助の対象及び補助金の額)

第3条 補助の対象は、自治会等が設置等及び維持管理を行う防犯灯であって、次の各号のいずれにも該当するものとし、補助対象経費は、防犯灯の設置等に係る経費（以下「事業費」という。）とする。

- (1) 夜間における犯罪を防止することを主な目的として設置するもの
- (2) 道路を広く照らすもの
- (3) 終夜点灯するもの

2 補助金の額は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものとし、各年度の予算の範囲内で交付する。なお、算出した補助金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

- (1) 自治会等が防犯灯を新設又は取替を行う場合 1灯につき28,000円（専用柱の設置を伴う場合は46,000円）を限度額として事業費の3分の2
- (2) 自治会等が設置した防犯灯を修繕又は更新する場合 1灯につき18,000円（専用柱の設置を伴う場合は36,000円）を限度額として事業費の2分の1

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする自治会等の代表者（以下「申請者」という。）は、4月1日から翌年2月末日までの間に、防犯灯設置等補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出するものとする。

- 2 申請書には、事業費に係る見積書又は請求書の写し（事業費の内訳が記載されたもの）、当該防犯灯の設置場所の略図及び領収書の写しを添付しなければならない。

3 第1項の申請は、防犯灯の設置等を完了した日から1年を経過したときは行うことができない。

(補助金の決定)

第5条 市長は、前条第1項の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、
適当と認めるときは補助金額を決定の上、防犯灯設置等補助金交付決定通知書(様式第
2号)により申請者に通知する。

(補助金の請求)

第6条 申請書における請求行為については、前条の交付決定通知がなされた日以降に効
力を生じるものとする。

(補助金の交付)

第7条 市長は、補助金の交付を決定した場合は、申請日の属する月の翌月末までに補助
金を交付する。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 市長は、この要綱による補助金の交付を受けた自治会等が、次の各号のいずれか
に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金を返還させ
ることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) 補助金を対象外の目的に使用したとき。
- (3) その他不正な行為があったとき。

(防犯灯の維持管理)

第9条 防犯灯の維持管理は、当該防犯灯の設置等を行った自治会等が維持管理費を負担
し、適切に行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。